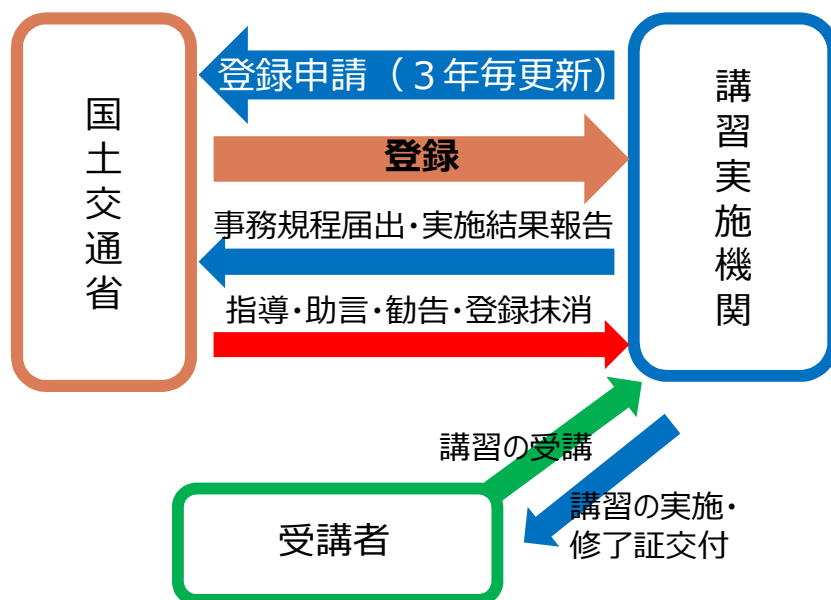


住宅宿泊管理業に係る登録実務講習制度

- 住宅宿泊管理業務の実施に必要な管理受託契約の締結に関する知識・能力に係る講習制度を創設。
- 国の登録を受けた講習機関が講習を実施。本講習の修了により「管理受託契約の締結に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための必要な体制」が整備されていることを証明。

制度の概要



講習実施機関の主な義務

- **登録実務講習事務規程の策定、届出**
受講の申込みに関する事項、料金の額及びその収納の方法に関する事項、修了証の交付及び再交付に関する事項 など
- **登録実務講習実施結果の報告**
実施年月日、実施場所、受講申込者数、受講者数、修了者数 修了者の氏名・生年月日・住所・修了年月日・修了証の交付年月日及び修了証番号を記載した修了者一覧表、講習に用いた教材、修了試験の問題、解答及び合格基準を記載した書面 など
- **財務諸表等の作成、備付け**
財産目録、貸借対照表、損益計算書 など
- **帳簿の作成、備付け**
登録実務講習の実施年月日、受講者の受講番号、氏名、生年月日、修了者の修了年月日、修了証の交付年月日、修了証番号 など

登録実務講習の概要

講義時間	27時間
	対面やオンラインによる講義 27時間
もしくは	通信講座 (冊子等による自宅学習) 20時間相当 + 対面やオンラインによる講義 7時間

講義内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅宿泊事業法の趣旨並びに住宅宿泊管理者の役割及び義務に関する事項 ・管理受託契約並びに法第33条第1項及び第24条第1項の書面の作成に関する事項
登録実務講習修了試験	講義の終了後に実施。受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるもの。
修了証	登録実務講習を修了した者に対し交付。